

平成30年9月25日

第3回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第3回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成30年9月25日(火) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第5条の規定による許可取消について
- 報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び諮問決定について
- 議案第 5 号 農地利用変更届について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申し出について
- 議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

18 番 野 元 辰 雄

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

福 岡 美恵子

前 田 昭 市

小 吉 建 治

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	それではご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第3回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「7番委員」と「9番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可取消」についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可取消」についてご説明いたします。 議案書の4ページをお開きください。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 本案件は平成30年5月25日開催の第35回農業委員会、議案第3号5番で申請があり、資材置場として許可を受けていた案件であります。 当初は、個人所有の農地を申請人が使用貸借し、資材置場として整備する計画でしたが、その後相手の要望により、譲請人が申請地を買取ることとなったため、今回取消申請があったものです。 なお、使用貸借権の設定から所有権移転への変更となることから、今回新たに5条の再申請がなされています。 本日議案第4号にてご審議いただくこととなっておりますのでよろしくをお願いします。以上、報告を終わります。

議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号「農用地あっせん申し出の取下げ」についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをご覧ください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げの理由につきましては、農業委員のあっせん活動において買受人が見つからなかったため、申請人の都合で取り下げるものです。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画に係る意見決定」についてのうち、所有権移転分を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページをご覧ください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から4につきましては、お目通しください。本件の所有権移転分につきましては経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第1号「経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画に係る意見決定」についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第1号「経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画に係る意見決定」についての説明をいたします。 議案書7ページから15ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案33件です。

議長	内訳は、新規の利用権設定が31件、再設定が2件、合計面積は51筆57, 529㎡となっています。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。
委員	これにつきましては、会議規則第25条の規定により、10番委員の退席を求めます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
13番委員	(10番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から4番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。 13番委員をお願いします。 番号2番から4番につきまして9月10日に私と33番委員とで調査を行いましたのでご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。 申請人は建築関係の仕事をしていましたが、先輩や友達の農作業を手伝った際に、「お前も農業をやってみないか」と誘われたことがきっかけとなり農業を始めました。 オクラ30a、スナップエンドウ30aを栽培し、目標年間販売高は約500万円を目指しております。 先輩から栽培技術や農機具等の操作の指導を受け、特に問題ありません。農機具等は先輩や友人が所有しているものを借用しているところです。

	今は子どもが小さくて妻がなかなか手伝えないそうですが、少しずつ畑を増やし、キャベツの栽培も行いたいと思っているそうです。 なお、営農計画書を資料１ページに添付してあるのでご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の２番から４番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち利用権設定分の２番から４番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
事務局	よって、議案第１号のうち、利用権設定分の２番から４番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第１号のうち利用権設定分の５番についても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。 １９番委員をお願いします。
１９番委員	番号５番につきまして、９月９日に、私と３８番委員とで調査を行いましたのでご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。申請人は今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。 申請人は、 を退職後、平成２０年６月頃農業を始めました。 米３０ａ、サツマイモ５．４ａを栽培し、作物は全て自家消費となっています。 申請人は、以前より農作業に従事しておりましたので、栽培技術、農機具等の操作は問題ありません。米の作付け等は委託されているそうです。 なお、営農計画書を資料の２ページに添付してありますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の５番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。

8 番委員	使用貸借権の設定でこれだけの面積ですが、今まで新規就農でこれだけの面積を全て自家消費というのは、委員会の資料で見たことはありません。 米を3反歩，サツマイモを5畝となっているが，自家消費となっている理由が何かあれば，19番委員説明をお願いします。
19番委員	水田は30aと書いていますが，実際， 地域は1年おきに10aほど作れない。栽培している分については子ども，親戚などの皆さんに配っているそうです。サツマイモと書いてあるものも，ほとんどそのような形でされているとのこと。販売も少しはしてくださいと指導はいたしました。
8 番委員	はい，分かりました。
議長	よろしいでしょうか。他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち利用権設定分の5番については，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第1号のうち利用権設定分の5番については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に，議案第1号のうち利用権設定分の6番から33番について，ご審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
8 番委員	26番について，15番と申請者が同じです。同じ関係者なのに，使用貸借権の設定と賃貸借権の設定と2件にわたっている。何か理由がございましたら説明をお願いします。 次に32番について，3,000㎡を超えており，かなりの面積ですが，これがすべて使用貸借権の設定になっているが，何か理由がございましたらご説明をいただきたいと思います。
事務局	10ページの15番と13ページの26番との比較をしていただき，同じ貸人，同じ借人なのに15番は賃借権，26番は使用貸借権となっている違いについてご説明いたします。 26番につきましては，荒廃農地となっており借人が開墾をして栽培されるとのことで，6年間は使用貸借で借り受けるとして地権者との協議の結果，このような形となっています。 14ページの32番でございますが，こちらについても荒廃農地であることから，3年間は使用貸借権として同じく設定がされているも

議長
8 番委員
議長
委員
議長

委員
議長

のです。

8 番委員，よろしいでしょうか。

はい。

他にございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 1 号のうち，利用権設定分の 6 番から 33 番については，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって，議案第 1 号のうち，利用権設定分の 6 番から 33 番については，原案のとおり承認することに決定いたします。

次に，議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定」についてを，議題といたします。

これにつきましては，小委員会で調査にあたっておりますので，現地調査の報告を求めます。

小委員長

報告いたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定」について，9 月 10 日の転用調査時に，私と，10 番，24 番委員と，事務局 2 名の計 5 名で，現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき，1 番から 4 番について現地確認と聞き取り調査を行った結果，いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1 番と 2 番は贈与，3 番と 4 番は売買による申請でございます。1 番と 2 番はともに親族への贈与です。

なお，申請地は，面的にまとまった農地を分断するようなこともなく，周辺への影響もないと思われます。

以上の案件に係る，農地法第 3 条第 2 項の各号の判断につきましては，別添の農地法第 3 条調書のとおりでございますが，全ての案件について前述の各号には該当しないため，許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に，農地法第 3 条調書，位置図，字図につきましても，資料の 4 ページから 15 ページに添付してありますので，ご参照いただきまして，ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は，ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

次に，議案第 2 号のうち 1 番につきましては，新規就農者ということで担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので，担当委

4 番委員

員の報告を求めます。

4 番委員にお願いします。

番号 1 番につきまして、9 月 9 日に私と 2 3 番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。申請人はこの度、叔父からの贈与を受け、30 a を超えることから新規就農者となりました。

申請人は、もともと義理の母親の農業を数十年手伝っていましたが、現在は母の畑を借りて農業を営んでおります。

オクラ 20 a、ソラマメ 20 a を栽培し、目標年間販売高は約 200 万円を目指しております。労力については、■■■■に勤めていた夫に時々手伝いをもらっていましたが、今年 3 月に退職したことから、現在は二人で従事しており、今後少しずつ規模拡大を図っていきたいとのことです。

また、農機具等については、当分の間は親から借用していくとのことですが、手伝いを含め長く農業に携わっていたことから、操作等の問題ありません。

なお、営農計画書を資料の 3 ページに添付していますので、ご参照ください。以上、報告のとおり、申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第 2 号のうち 1 番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第 2 号のうち 1 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号のうち 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 2 号のうち 2 番から 4 番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第 2 号のうち、2 番から 4 番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち2番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更 用途区分変更・除外申出の意見決定」についてのうち、用途区分変更申出分を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更 用途区分変更・除外申出の意見決定」について、これにつきましても同メンバーで、現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、農業用倉庫及び集出荷作業所です。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ850m行った農用地区域内農地で、東と西は農道、南は畑及び市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、主にキャベツ栽培を行う農家で、申請地の近隣に経営農地が多いことから、今回、機械や資材を保管するための農業用倉庫と出荷作業を行う作業所等を建築する計画です。

この案件は、建物の高さを加減するなど周囲にも配慮することから、周辺農地に与える影響は軽微なもので、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち用途区分変更申出分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号のうち用途区分変更申出分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更申出分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更 用途区分変更・除外申出の意見決定」についてのうち、除外申出分を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更 除外申出の意見決定」について、これにつきましても、小委員会と事務局2名で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、これにつきましては、10番委員に係る案件でしたので、私と24番委員、事務局で調査いたしました。

目的は、農家住宅と倉庫です。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ400m行った農用地区域内農地で、東は水路、西は市道、南は畑、北は畑及び水路に接しております。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在、実家住まいであることから、今回、父の所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する農家住宅と倉庫を建築する計画であります。倉庫につきましては、申請地を貸人の兄が管理していた頃、もともと育苗ハウスとして建てられたものを、その後補強し既に倉庫として使用していたことから、今回始末書が提出されております。

なお、代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、目的は一般住宅です。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、 から北東へ550m行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は宅地、北は県道に接しております。

	農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当します。 事業計画者は、現在、市外で借家住まいであることから、今回、父の所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築するということです。 代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第3号のうち除外申出分の1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により10番委員の退席を求めます。
議長	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち除外申出分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号のうち除外申出分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (10番委員の復席確認) 次に、議案第3号のうち、除外申出分の2番について、ご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち除外申出分の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号のうち除外申出分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定」についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現

小委員長

地調査の報告を求めます。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定」について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ370m行った農地で、東と北は宅地、西は市道、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済みです。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、共同住宅及び駐車場です。

資料の11ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ550m行った農地で、東は市道及び畑、西は5条許可地、南は原野、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、今年3月に工場に近い農地を取得し、社員寮として利用するための共同住宅を建築する計画で転用許可を受けていましたが、さらなる入居者を見込んで、現在建築中の建物に隣接する申請地を取得し、新たにもう1棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ410m行った農地で、東は畑、

西は水路、南は市道、北は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、太陽光発電事業等を行う法人で、今回事業の規模拡大を図るため、申請地を取得し、太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定です。設置するパネルの高さも、最高で約1.5mであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特にないと思われま

す。次に番号4番ですが、転用目的は、資材置場です。

先ほど報告2番で、使用貸借による転用許可を取消した案件になります。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ165m行った農地で、東は5条許可地、西は畑、南は市道、北は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、土木建築業を行う法人で、市内での資材運搬など効率をあげるため、今回申請地を取得し、資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事済です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま21ページになります。

申請地は、[]から南へ290m行った農地で、東と北は畑、西は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと

判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ290m行った農地で、東は畑及び5条許可地、西と南は農道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地利用変更届」についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第5号農地利用変更届について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

資料の23ページをお開きください。

	申請地は、 から南へ1. 1キロ行った農用地区域内農地で、東と西は畑、南は農道、北は市道に接しています。 申請地は、南側が道路より高いことから、今回1. 6 mほど削土を行い、道路との高低差を解消しようとするものです。 なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。 以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8 番委員	南北が道路で、この高低差を解消するのに1. 6 mとなっていますが、東西の畑との高低差はないのでしょうか。
議長	1 9 番委員説明をお願いします。
1 9 番委員	ここについては、以前申請し半分土を取っていて、今回残りの分について申請しているものです。 高低差は、向かって左側の土地と同じ高さになりますが、上の段とは高低差が2 m以上になります。
8 番委員	1. 6 m取ることによって、東西のうち、どちらかが、高低差がまだ出てくるということになりますね。
1 9 番委員	そうですね。しかし、道路との高さは平坦になります。
8 番委員	この方は良いと思いますが、1. 6 m取ることによって、他の農地が心配である。この辺りの農地は崩れやすいのではないか。
1 9 番委員	それはないと思います。
8 番委員	東西の畑の方に影響がなければ良いです。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号について、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第6号「農地用あつせん申し出」についてを、議題いたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 それでは2 3 ページをご覧ください。 議案第6号「農地用あつせん申し出」の売渡をご説明いたします。

議長

委員
議長

事務局

議長

今月は売渡申し出6件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図・地籍図につきましては、審議資料の24ページから27ページとなります。

番号2から番号6につきましては、お目通しください。

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の24ページから35ページとなりますので、ご参照ください。

それでは、25ページをお開きください。

続きまして、議案第6号「農地用あっせん申し出」の買受希望をご説明いたします。

今月は買受申出3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2, 3につきましては、お目通しください。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

「なし」の声あり。

この「あっせんの申し出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、23ページをお開きください。

番号1は13番委員と33番委員。

番号2は33番委員と13番委員。

番号3は37番委員と17番委員。

番号4は 6番委員と25番委員。

番号5は18番委員と27番委員。

番号6は 3番委員と22番委員。

25ページ(買受)に移りまして、

番号1は20番委員と 1番委員。

番号2は25番委員と 6番委員。

番号3は 2番委員と21番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員 議長	(各委員了解あり) それでは、議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
事務局	次に、議案第7号「荒廃農地に係る非農地判断」についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号「荒廃農地に係る非農地判断」についてご説明いたします。
	それでは、26ページをご覧ください。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	番号2番から17番につきましては、お目通しください。
	今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によりまして、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地として分類された荒廃農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく非農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現況確認の再調査を行いました。
議長	その結果、26ページと27ページに記載のとおり、17筆、12,320㎡は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。
	よって、17筆、12,320㎡につきましては、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。
	なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、農地台帳登録申請等により改めて農地台帳に登載することになります。
	以上で説明を終わります。
委員	ただいま事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はありませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。

議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題はこれで終了いたしました。 他にございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、28ページをお開きください。 その他（議案28ページを参照して説明） 1. 一時使用届出について 2. 9月の行事報告 3. 10月の行事予定等 4. その他 （1）地域別農業委員会研修会及び南薩地域農業委員・推進委員研修会について （2）その他
議長 委員 議長	他にございませんか。 「なし」の声あり。 他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第3回指宿市農業委員会を閉会いたします。 ご起立ください。 一同礼。

（閉会 午後3時15分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員7番委員

議事録署名委員9番委員